

第4回川口市市民投票条例策定委員会 会議録

会議の名称	第4回 川口市市民投票条例策定委員会
開催日時	平成24年4月25日(水)午後6時30分から午後8時40分
開催場所	キュポ・ラム4階 会議室1、2
出席者	(委員長)金井委員長 (副委員長)三宅副委員長、齋藤副委員長 (委員)小森委員、水野委員、松本委員、山野委員、藤波委員、 稲川委員、芝崎委員、板橋委員、小林委員、近藤委員
会議内容	素案について 今後の予定について
会議資料	1 重要項目 「投票権を有する者の資格」追加資料 2 重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」
発言内容	<p>1 開会(午後6時30分) 事務局 それでは、これより第4回川口市市民投票条例策定委員会を開会する。本日の出席者は13名であるので、川口市市民投票条例策定委員会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立している。 本日はまだ傍聴希望者がいないが、希望者があった場合は、その都度入室いただく。 (机上配付の資料確認)</p> <p>2 素案について 委員長 本日は、重要項目 投票権を有する者の資格について、議論をすすめていきたい。まず、事務局から資料についての説明をお願いする。</p> <p>事務局 資料5の2については、投票資格者の範囲のうちの検討事項である国籍要件、年齢要件、欠格事項についてまとめている。本市の素案では、国籍要件、年齢要件については、国の選挙制度において判断されるべきものとして、公職選挙法と同様の規定としている。欠格事項についても、市民投票は選挙に準じる制度ととらえ、公職選挙法に準じたものとしている。</p> <p>委員長 ただいまの説明に関して、意見をお願いする。</p>

委員

小諸市では16歳以上であるが、どのような理由か。川口市において、20歳以上が投票資格者である選挙の投票率が低いということもあるため、参考にうかがいたい。

事務局

小諸市については未調査であるが、一般的には、市の将来にかかることについて検討するために、若い人から意見を聞きたいということ、また若い人の市政への関心を高めるためと考えられる。

委員

市民投票条例を選挙と同一の考え方で決めていいのかという疑問がある。20歳という枠組みにとらわれず、より多くの人の意見を取り入れる必要があるのではないか。

委員

素案を支持する。20歳以上がアルコール、たばこ可能ということもあり、大人とみなされるのではないか。高校生は子供でないが、大人でもない。正式に大人と認められる者に限定すべきである。

委員

投票率を上げるため、また市政への関心を高めてもらうために、年齢を18歳ぐらいに下げるのはどうか。また成年被後見人は欠格事項から外すべきではないか。

委員長

積極的に成年後見人制度を利用してもらうためには、投票ができないといったマイナスイメージを減らしたほうが、よいかもしれない。

委員

後見人制度は、判断能力が不十分である方のために作られた制度である。現実問題、被後見人が投票することは難しいのではないか。

委員

年齢について、選挙の投票率が低いからといって年齢を下げるのは、話が別ではないか。ただし、20歳より低い自治体も少なくないので、

下げる場合には理由付けが必要ではないか。

事務局

国民投票では18歳以上が投票権者とされているが、民法や公職選挙法には、いまだ反映されていない。他市もそうであるように、誰もが納得する理由をつけることは困難である。

委員

市民投票は、通常の選挙と異なり、投票に付する事ができる事項が幅広い。例えば学校の閉鎖については、より若い人の意見が重要になるのではないか。

委員

若い人では、深く検討せずに、判断してしまう危険性があるため、20歳以上がよいのではないか。ただし現在の選挙の投票率が低いというのは、投票する事項への関心が低いからである。市民投票に付する事項であれば、それより関心が高まるとも考えられる。

委員

町会行事にも若い人は参加しない。20歳以上でよいのではないか。

委員

自治基本条例により、市民投票は自分たちのまちをどのようにしていくか実現するための一つ的手段であると考えれば、年齢要件はなるべく幅広いことが理想である。若い人の意見を行政に反映できる場が必要ではないか。

副委員長

何歳にするとしても理由付けが難しいが、その理由を検討するべきである。若い人であるから、単純に除外するというわけではない。

委員長

何歳から判断能力があるかどうかを実質的には判断できないため、この点から年齢要件を定めるのは、困難である。

理屈の上では、年齢要件を引き上げて、25歳以上とか30歳以上にするという考え方もありうる。また、生産年齢人口という考え方もありうる

だろう。いろいろな考え方はありうる。

副委員長

選挙人名簿と異なる名簿を作成する際のコストについて、事務局にうかがいたい。

事務局

システム改修に約800万円かかる。

副委員長

市民投票を行うことが決まってから、選挙人名簿とは別の投票人名簿を作成するのか。

事務局

公職選挙法と異なる要件にした場合、常に公職選挙法と別の名簿を作成しておくことになる。

年齢について補足であるが、年齢要件を広げた場合、高校生を投票運動に巻き込んでよいのかといった議論もある。

委員長

実務的に考えると、コストをどこまでかけるか、公職選挙法とは別の名簿を作成する必要性についても検討しなければならない。

年齢、被後見人については意見が出ているが、他の点については、どうか。

欠格者については、名簿が常時あるのかうかがいたい。

事務局

住民基本台帳から吸い上げた台帳から、毎月転出者等は削除し、欠格者についても印をつけている。年4回登録し、また選挙時にも登録している。システム化しているが、入力作業が必要である。

委員

欠格事項については、素案が現実的ではないか。

委員

病院や老人ホームに入所している人は、その施設で投票が可能であると

思うが、実際投票しているのか。

事務局

指定病院、指定老人ホームなど県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設に入院、入所中であれば、その施設で不在者投票が可能である。

委員長

たとえばさいたま市民が、川口市内の施設にいる場合は、さいたま市が実施する選挙への投票が可能ということか。

事務局

住民票がある市町村の選挙には、投票することができる。

副委員長

市民投票条例の実施を公職選挙法上の選挙に準じて行っても、そうした指定施設で不在者投票を行えば、かえってコストがかかるということか。

事務局

公職選挙法に準じた投票であれば、現在の名簿をそのまま使用できるため、システムの改修は不要である。

委員長

県に代わって、市が不在者投票をできる市外の施設を指定しなければならない。その制度まで公職選挙法に準じる必要があるかどうか。逆に言えば、公職選挙法のどこを準じてどこを準じないかは、市として判断が必要である。

年齢については議論されているが、欠格事項、外国人について、意見をうかがいたい。

委員

外国人を含めた場合、システム上対応できるのか。

事務局

対応は可能である。

委員

素案のとおり、日本国籍がよいのではないか。

委員

800万円というのは、1回の改修にかかる費用か。

事務局

改修にかかる費用であり、それ以外に月々の保守費がかかる。

委員長

現在のシステムメンテナンスにかかる費用はどのくらいか？

事務局

年間120万円を予算計上している。

事務局

補足して説明するが、年齢、国籍、欠格事項の3点について、整合性があるように素案を規定しているため、セットで検討していただきたい。未成年や外国人を対象とした場合は、欠格事項についても別の規定を検討しなければならない。

委員

総合的に考えると、素案がよいのではないか。

委員

素案がよいのではないか。

委員長

どのように規定するとしても、委員会としては結論の選択だけでなく、その理由を検討する必要がある。

副委員長

投票資格者については、明確に定めなければならない。年齢や国籍要件を広げた場合、その人々の欠格事項についての情報を把握することが難しく、欠格事項を明確に判断できない恐れがある。そこで、投票資格者の公平性を確保する上で、現行の選挙法を準用するという考え方は、年齢要件

を定める理由になり得るのではないか。

副委員長

国民投票で18歳と定められていても、公職選挙法などの改正がないのは、まだ国民の中でコンセンサスが得られてないからではないか。

委員長

個々の判断能力について論じることは、実質的に困難であるため、公平な制度を策定するためには、コンセンサスが得られている形式的な概念で定めることになる。

18歳や16歳に年齢要件を広げるということは、子供に意見を聞くということではなく、「大人」として判断を求めるということである。その範囲をどこまでとするか。

委員

18歳では自動車免許取得が可能ということもあり、大人とみなせるのではないか。

委員

市民投票は、市民の意思表示の最たる場ということを考えると、若い人にも投票してもらうことが大事である。

委員

アルコール、タバコに関する規定もあり、18歳を大人とみなすのは困難である。

副委員長

様々な規定が別々の成人像を前提とし、それらの総体があいまいな成人のイメージをつくりあげている。そうしたあいまいなイメージで論ぜざるを得ないのであれば、現在コンセンサスが得られている20歳を選択せざるをえないのではないか。

委員長

欠格事項について、電磁的記録式投票機を用いて行う投票にかかる規定をいれた理由は何か。

事務局

川口市では該当しないが、他市町村から転入する人もいることから、選挙に準じたものである。

委員長

年齢は18歳に広げるという意見もあるが、多数は20歳との意見である。現在、国民投票と公職選挙法の規定が乖離していることから、いまだ国民の中では、18歳にするということについて、コンセンサスが得られていない状況である。そして実際に制度として安定的・実効的に使われているのは国民投票法ではなく公職選挙法である。18歳にすることを特別に否定する論拠はないが、20歳にしないという特別の論拠もない。しかし、実際に使える制度を考えた場合、市民投票条例の規定に関する疑義が生じることを避けるために、公職選挙法で定めた20歳と明確に定めるのが制度の実効性と安定性の観点から無難ではないか。18歳に年齢を広げたために、市民投票の結果そのものにも、疑義が生じる可能性もある。公平に投票資格者を確定することが可能である20歳という規定がよいのではないか。

まとめると、年齢は20歳、国籍は日本国籍とする。そして欠格事項は公職選挙法に準じたものとするという規定が、安定性が高く疑義が生じにくいいため、市民投票の結果を市に尊重してもらえるのではないか。いかがか。

【承認】全員異議なく承認

3 今後の予定について

委員長

今後の日程は、どうか。

事務局

今回は前回調整したとおり、5月11日でお願いします。

次々回は調整の結果6月1日、その次は6月27日でお願いしたい。

委員長

それでは、次回は、5月11日（金）午後6時30分から開催する。

次々回は、6月1日（金）午後6時30分、その次は6月27日（水）から開催する。

	<p>4 次回検討課題について</p> <p>事務局 次回の検討事項は市民投票を請求する場合の要件についてである。 請求資格者の範囲、請求及び発議の要件 市民請求等があった場合の市長の投票実施義務について 請求、発議の制限についてが検討事項となる。</p> <p>委員長 議会請求の要件としては、3分の1、12分の1といった要件があるが、それは、提案にかかる数ということで、発議には出席議員の過半数の賛成が必要であるということか。</p> <p>事務局 そのとおりである。</p> <p>5 閉会（午後8時40分）</p> <p>委員長 では本日の委員会は、以上で閉会とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>次回以降日程</p>	<p>次回 5月11日 午後6時30分から人財育成センターセミナーホール</p> <p>次々回 6月1日 午後6時30分からキュボ・ラM4階会議室1、2</p> <p>その次の回 6月27日 午後6時30分からキュボ・ラM4階会議室1</p>